



福岡医発第 1666 号（地）  
令和 5 年 10 月 3 日

各 医 師 会 長      殿

福岡県医師会  
会 長 蓮 澤 浩 明  
(公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う  
往診に係る診療報酬上の臨時的な取扱いの廃止について（再周知）

自宅・宿泊療養を行っている者への往診の診療報酬上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 42）」により一定の場合に保険医療機関の医師が患者等に電話した場合でも往診料が算定できる臨時的な取扱いが示されていたところです。

今般、上記取扱いにつきまして、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和 5 年 5 月 8 日以降は、都道府県等に委託された事業者から情報提供を受けた医師が患者等に電話等を行った場合、往診料は算定できない従来の取扱いに戻っている旨、厚生労働省より日本医師会を通じて再周知がありましたのでご連絡申し上げます。

つきましては、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、令和 5 年 10 月以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い及び施設基準等に関する取扱いにつきましては、令和 5 年 9 月 22 日付け福岡医発第 1600 号（地）をご参照ください。

---

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎  
会長 島田昇二郎

日医発第1122号（保険）

令和5年9月20日

都道府県医師会  
社会保険担当理事 殿

日本医師会常任理事  
長 島 公 之  
（公印省略）

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う往診に係る  
診療報酬上の臨時的な取扱いの廃止について（再周知）

自宅・宿泊療養を行っている者への往診の診療報酬上の取扱いにつきましては、令和3年4月22日付け（保28）「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その42）」においてご案内申し上げましたとおり、一定の場合に保険医療機関の医師が患者等に電話した場合でも往診料が算定できる臨時的な取扱いが示されていたところです。

上記の取り扱いにつきましては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、令和5年5月8日以降は、都道府県等に委託された事業者から情報提供を受けた医師が患者等に電話等を行った場合、往診料は算定できない従来の取扱いに戻っており、この旨、厚生労働省より再周知がありましたので取り急ぎご連絡申し上げます。

なお、令和5年10月以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の取扱い、および施設基準等に関する取扱いにつきましては、令和5年9月15日付け日医発第1091号（保険）「令和5年秋以降の新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」をご参照ください。

つきましては、貴会会員へのご対応等、よろしくお願い申し上げます。

<添付資料>

「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う往診に係る診療報酬上の臨時的な取扱いの廃止について（再周知）」

（令 5.9.19 事務連絡 厚生労働省保険局医療課）

事 務 連 絡  
令和 5 年 9 月 19 日

地方厚生（支）局医療課 御中

厚生労働省保険局医療課

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけ変更に伴う往診に係る  
診療報酬上の臨時的な取扱いの廃止について（再周知）

自宅・宿泊療養を行っている者への往診の診療報酬上の取扱いについては、「新型コロナウイルス感染症にかかる診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 42）」（令和 3 年 4 月 21 日厚生労働省保険局医療課事務連絡。）の問 1 において、一定の場合に保険医療機関の医師が患者等に電話した場合でも往診料が算定できる臨時的な取扱い（以下「旧取扱い」という。）が示されていたところです。

また、旧取扱いについては、新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴い、「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 4 月 6 日医療課事務連絡）において廃止されており、令和 5 年 5 月 8 日以降は、都道府県等に委託された事業者から情報提供を受けた医師が患者等に電話等を行った場合、往診料は算定できない新型コロナウイルス感染症流行前の取扱いに戻っております。

令和 5 年 8 月 2 日の中央社会保険医療協議会においても、令和 3 年度以降、15 歳未満の患者の往診料の算定回数が大きく増加しており、旧取扱いの影響がどうなっているのか検証すべきと指摘があったところ、旧取扱いの廃止について、改めて貴管下の保険医療機関へ周知いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

(参考)

○診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について（抄）

別添 1 医科診療報酬点数表に関する事項

第 2 章 特掲診療料

第 2 部 在宅医療

第 1 節 在宅患者診療・指導料

C 0 0 0 往診料

(1) 往診料は、患者又は家族等患者の看護等に当たる者が、保険医療機関に対し電話等で直接往診を求め、当該保険医療機関の医師が往診の必要性を認めた場合に、可及的速やかに患家に赴き診療を行った場合に算定できるものであり、定期的ないし計画的に患者又は他の保険医療機関に赴いて診療を行った場合には算定できない。

○新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて（その 42）（抄）

問 1 都道府県等が、自宅・宿泊療養を行っている者に対する症状増悪時の健康相談対応を事業者へ委託する場合において、

- ① 最初に、患者又は家族等患者の看護に当たる者（以下、「患者等」という。）が事業者に対して電話等により、症状増悪に伴う健康相談をし、
- ② 当該健康相談を受けた事業者が、医師に対して当該患者に関する情報提供を行い、
- ③ 当該医師が患者等に電話等を行い、患者等から直接往診を求められ、患者への往診の必要性を認め、可及的速やかに患家に赴き診療を行った 場合、往診料は算定できるか。

(答) 算定可。

○新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う施設基準等に関する臨時的な取扱いについて（抄）

(略)

なお、令和 5 年 5 月 8 日以降の診療報酬上の取扱いについては、本事務連絡及び「新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置づけの変更に伴う新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」（令和 5 年 3 月 31 日厚生労働省保険局医療課事務連絡）によることとし、これまで発出した「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて」については同日をもって廃止する。